

<h1>静岡市報</h1>	No. 54
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 静岡市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

規 則

- 静岡市森林法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 静岡市契約規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 28
- 静岡市勤労者の福祉に関する施策の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第51号）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本市に派遣された職員への特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第52号）

地方税の一部改正に伴い、森林環境税の賦課徴収に必要な事項等を定めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第53号）

静岡市船越生涯学習交流館の建て替え完了に伴い、施設の名称及び位置を追加するため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第54号）

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の事業譲渡について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第55号）

静岡市産学交流センターの大会議室を廃止するため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第56号）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本市に派遣された職員への特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第57号）

藁科地域の小学校の統合に伴い、名称及び位置について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市火災予防条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第58号）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、急速充電設備の定義を見直すなど、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第59号）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本市に派遣された職員への特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給について、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第60号）
- 看護職員に支給する病院勤務手当の特例を追加するため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第51号

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第32条第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

(静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第52号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第57条の2」に改める。

第23条の3第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第27条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、府令で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条中「によって」を「により」に改める。

第33条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」

を加え、同条第2項本文中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書並びに同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第40条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「税額は、」の次に「法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」を加え、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改め、同条3項中「又は充当」及び「又は法第17条の2」を削る。

第40条の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第40条の5において同じ。)」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第40条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第2章第1節中第57条の次に次の1条を加える。

(森林環境税に係る賦課徴収)

第57条の2 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第89条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第17条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第19条の2に次の1項を加える。

21 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第20条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に府令附則第7条第16項

各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第30条の2を削る。

附則第30条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第30条の2とする。

附則第30条の6第3項を削る。

附則第31条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第43条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第58条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第23条の3第2項、第30条、第33条、第40条、第40条の2及び第40条の6の改正規定並びに第2章第1節中第57条の次に1条を加える改正規定並びに附則第30条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第31条第3項の改正規定並びに次項、附則第5項（この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）附則第31条第3項に係る部分に限る。）及び附則第7項の規定 令和6年1月1日
 - (2) 第27条の2の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年1月1日
(個人の市民税に関する経過措置)
- 2 前項第1号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第27条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき静岡市税条

例第27条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 4 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 5 新条例第89条第1号エ及び附則第31条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 6 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の静岡市税条例附則第30条の2及び第30条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 7 新条例附則第30条の2第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第53号

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表中

「

静岡市岡生涯学習交流館	静岡市清水区桜が丘町7番1号	を
-------------	----------------	---

」

「

静岡市岡生涯学習交流館	静岡市清水区桜が丘町7番1号	に
静岡市船越生涯学習交流館	静岡市清水区船越三丁目12番74号	

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 静岡市船越生涯学習交流館に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、静岡市生涯学習施設条例第19条から第21条までの規定の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行の日以後の静岡市船越生涯学習交流館の施設等の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、同日前においてもこれを行うことができる。

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第54号

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例

静岡市旅館業法等施行条例（平成24年静岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第4号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第55号

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市産学交流センター条例（平成16年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 会議室

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1の1施設の利用料金の限度額の表中

「

大会議室	126m ²	5,230円	4,190円	4,190円	5,020円	5,020円	13,610円	18,420円	23,650円
小会議室1	61m ²	2,520円	2,020円	2,020円	2,420円	2,420円	6,560円	8,880円	11,400円
小会議室2	53m ²	2,200円	1,760円	1,760円	2,110円	2,110円	5,720円	7,740円	9,940円

を

」

「

会議室1	61m ²	2,520円	2,020円	2,020円	2,420円	2,420円	6,560円	8,880円	11,400円
会議室2	53m ²	2,200円	1,760円	1,760円	2,110円	2,110円	5,720円	7,740円	9,940円

に

」

改め、別表第1の2設備（特殊機器）の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 設備（特殊機器）の利用料金の限度額

区分	数量単位	金額（1時間につき）
----	------	------------

パソコン	1台	100円
ビデオプロジェクター(大)	一式	1,040円
ビデオプロジェクター(小)	一式	520円
スクリーン(移動用)	1台	100円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第56号

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市教育職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第259号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第57号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立中藁科小学校	静岡市葵区大原942番地の1
静岡市立中藁科小学校小布杉分校	静岡市葵区小布杉1756番地の1
静岡市立水見色小学校	静岡市葵区水見色1040番地の3

を

」

「

静岡市立中藁科小学校	静岡市葵区大原942番地の1
------------	----------------

に、

」

「

静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3
静岡市立清沢小学校	静岡市葵区相俣99番地の1

を

」

「

静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3
-----------	-----------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第58号

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例

静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第5号クにおいて同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき」を「次に掲げるものにあつて」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第17条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第17条の2第1項第5号イ中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同号ウ中「急速充電設備と」を「コネクターが」に、「の接続部に」を「に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同号キ中「緊急停止させることができる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同号ク中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同号ケ中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下このケにおいて同じ。))」を削り、同項第6号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。次号において同じ。))」を加え、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

第22条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第32条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、規則で定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第32条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の静岡市火災予防条例(以下「新条例」という。)第17条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第32条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第59号

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第18条第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第60号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（病院勤務手当の特例）

- 6 1年度における病院に勤務する全ての看護職員（パートタイム会計年度任用職員（静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を含む。）が支給を受ける給与を対象に算出される看護職員処遇改善評価料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）による看護職員処遇改善評価料をいう。以下同じ。）の算定額に相当する給与並びに地方公務員共済組合負担金及び社会保険料の総額（以下「支給総額」という。）が、当該年度の病院の診療報酬における看護職員処遇改善評価料の総額（以下「診療報酬総額」という。）を下回る場合は、当該年度に限り、病院に勤務する看護職員に対し、別表支給額の欄に定めるもののほか、月額病院勤務手当（以下「月額病院勤務手当」という。）を支給する。
- 7 月額病院勤務手当の額は、診療報酬総額から支給総額を減じて得た額を当該年度における病院に勤務する看護職員（パートタイム会計年度任用職員を含む。）の1月当たりの人数に相当する数の4月から翌年3月までの期間における合計数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員（地方公務員法の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に支給する月額病院勤務手当は、前項に定める額に静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項（育児短時間勤務職員にあっては、同条第

2項)の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

9 病院に勤務する看護職員が休暇、休職、停職等のため勤務しなかった期間がある場合の月額病院勤務手当の第12条第1項の適用については、同項中「前条の規定に基づく当該手当の月額」とあるのは、「月額病院勤務手当の額」とする。

10 月額病院勤務手当の支給方法は、第14条の規定にかかわらず、その年度分を翌年度の5月に支給する。

11 令和4年度に病院に勤務する看護職員に支給する月額病院勤務手当の附則第6項から前項までの規定の適用については、附則第6項中「1年度」とあるのは「令和4年10月から翌年3月までの期間」と、「当該年度」とあるのは「同期間」と、附則第7項中「当該年度」とあるのは「令和4年10月から翌年3月までの期間」と、「4月から翌年3月までの期間」とあるのは「同期間」と、前項中「5月」とあるのは「10月」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第57号

静岡市森林法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年9月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市森林法施行細則の一部を改正する規則

静岡市森林法施行細則（平成18年静岡市規則第180号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「1ヘクタール」の次に「(政令第2条の3第2号に掲げる行為にあつては、0.5ヘクタール)」を加える。

第9条中「第4条第3号」を「第4条第4号から第7号まで」に改める。

様式第1号中

「

開発行為の完了予定年月日	
--------------	--

を

「

開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	

に

改め、同様式（注）中2を4とし、1の次に次のように加える。

- 2 開発行為を行うことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価に係る手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載してください。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付してください。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができます。

様式第5号中

「

変 更 の 内 容		を
-----------	--	---

」

「

変 更 の 内 容		に
開 発 行 為 の 施 行 体 制		

」

改め、同様式（注）中2を4とし、1の次に次のように加える。

- 2 防災上必要な措置について変更がある場合は、開発行為の施行体制の欄に工事施工者の氏名及び電話番号を記載するとともに、当該工事施工者に防災上必要な措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付してください。
- 3 備考欄には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価に係る手続の状況（当該手続を必要とする場合に限る。）を記載してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第58号

静岡市契約規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年9月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市契約規則の一部を改正する規則

静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「提出し」の次に「、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名をいう。以下同じ。）をし」を加え、同条第2項中「とき」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名をしないとき」を加える。

第33条第1項中「契約書」の次に「(契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

静岡市規則第59号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年9月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第5号の2の3（表面）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市児童福祉法等施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第60号

静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年9月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年静岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第61号

静岡市勤労者の福祉に関する施策の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和5年10月4日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市勤労者の福祉に関する施策の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、本市の勤労者の福祉に関する施策の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市勤労者福祉施策検討委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の勤労者の福祉に関する施策の方針について調査審議すること。
- (2) 勤労者の福祉に関する施策に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 勤労者の福祉に関し優れた識見を有する者
- (2) 労働団体を代表する者
- (3) 中小企業を支援する団体を代表する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。